

保証のための戻裏書と償還請求

畠

肇

昭和三六年一一月二四日最高裁判所第一小法廷判決(昭和三三年(オ)六八八号約束手形金請求事件)判例時報三〇二号一八頁一棄却

【事実】訴外A株式会社は第一裏書欄を空白にして支払拒絶証書作成義務を免除の上、第三裏書の被裏書人をX(被上告人、被控訴人、原告)とする(1)ないし(5)の約束手形を振出した。(1)、(2)の手形については、第二裏書を訴外B株式会社、第三裏書をY(上告人、控訴人、被告)が、(3)ないし(5)の手形については第二裏書をY、第三裏書をBがなしいずれもAの手を通じてXに交付せられたが、Yの裏署書名はXとの合意によりAの手形上の債務を保証する趣旨でなされたものである。その後、Xは右の各手形の第一裏書欄に裏書記入して満期に支払のため支払場所にこれを呈示したが支払を拒絶された。そこで、XはYに償還請求した。原審判決は、「Yの本件手形への裏書が右趣旨のものである以上……Xは本件手形においてYに対する関係では、手形上の後者であると共に前者にも当り、戻裏書を受けた関係にあるものではあるが、その前者としてはYに対し、Yの裏書が前記の趣旨のものであるとの人的事由を対抗しうる結果、後者としての遡求権を失わないものと解するのが相当であつて、YはXの本件遡求権の行使を拒み得ないものと解すべきである(大審院昭和八年五月五日判決参照)」と判示してYの主張を排斥した。Yは、戻裏書により約束手形を取得した裏書人はその前者である中間の裏書人に対しては償還を求めえないと主張して上告した。

【判決理由】 Yの本件手形の裏書は、手形振出人であるAの手形上の債務を保証する趣旨のものである以上、Xは本件手形においてYに対する関係では、手形上の後者であると共に前者にも当り、戻裏書を受けた関係にあるものではあるが、その前者としてはY

に対し、Yの裏書が前記の趣旨のものであるとの人的事由を対抗しうる結果、後者としての遡求権を失わないものであって、YはXの本件遡求権の行使を拒み得ないものと解すべきであるとした原審の判断は正当である。論旨は採用できない。

裁判官全員の一致で、上告棄却（藤田八郎、池田克、河村大助、奥野健一、山田作之助）。

【参考条文】 手形法第七七条・第一二条第三項

【研究】 一 すでに手形上の債務者である者が裏書（記名式裏書たると白地式）を受けて手形を取得するときには、手形上の権利義務が同一人に帰属するという意味で本来ならば混同の法理（民五二〇条）が適用される場合であるが、裏書を受けた債務者は通常の被裏書人とまったく同じく、さらに手形上の権利を裏書によつて移転しうる（手七七条一項二号、一二条三項）。しかしながら、手形の満期ないし流通期間の経過後に手形を取得した債務者の地位は、戻裏書を理論上どのように構成するかによって異なつてくる。本件第二小法廷判決は、約束手形の振出人が裏書を受けて手形を取得し、この者の手もとで満期を迎えた場合といえども、中間裏書人が保証のために裏書署名した事実があるときにはこの者に対する振出人の権利行使を許容するものである。これは最高裁が従来の判例の立場を踏襲したとみられる点で注目すべき判決である。その結論には賛成であるが、理論構成には問題がある。

二 戻裏書の法律構成については説が分かれている。一説は、手形債権についても混同理論の適用を認めつつ、これをもつて手形の流通性を保護するという政策的理由から認められた一特則と解し、一定期間内にかぎりその適用を排除すべきものとする（多數説。例えば、島賀陽「手形法」一三四頁、大橋「新統一手形法論」上巻二四〇頁、島本・民事法學辭典下巻二〇〇四頁は満期までとし、小町谷・法学一巻下六六〇頁、松本「手形法」二六九頁、毛戸「改訂統一手形法論」一二二頁、竹田「手形法・小切手法」一八八頁は支払拒絶証書作成の日またはその作成期間経過の日までとする。作成期間は原則として三十日とされる。）これに対して、他の説は、手形債権について混同理論の適用がないのは当然のこととなし、その理由として、あるいは手形における当事者の地位の純形式的、非個人的性質を、あるいは有価証券がたとい自己に

対する債権を表象するものであつても、一個の客観的財産としてこれを取得保有しうるものであることをあげる（伊沢手形法）。

（誠）〔並木「判例手形小切手法」一八六頁。なお、大判明三六・一〇・一〇民録九輯一〇九七頁。〕

判例は前説をとる。まず、引受人または約束手形の振出人が満期後に裏書により手形を取得し、あるいは満期前に取得して満期が到来したときには、手形における満期の到来は、「手形関係を決済し其の活動を終結すべき本然固有の時期の開始」にほかならないから、混同は即時かつ当然にその効力を生じ手形上の権利は消滅する（大判昭六・一二・二三七五頁小町谷・伊沢「商判集台本下四五六条二。鈴木・判民昭和六年度一三五事」）。手形債権にも混同理論の適用を認め、ただ満期前において手形の流通可能性を促進させる必要からその期間内だけその適用を排除せんとするこの立場では、満期の前と後とでは債務者の地位がまったく異なるのも当然のことであろう。この場合、後説にしたがえば、手形債権については全然混同理論の適用なしと解されているから混同の問題は生じる余地なく、また満期の到来は手形債権の存続に何ら影響をあたえるものではない。しかしながら、この立場をとる説も、あるいた引受人または約束手形の振出人の権利は満期後も時効期間内は消滅しないとし（田中（耕）「手形小切手法概論」三八八頁）、あるいは引受人または約束手形の振出人は満期において手形金の支払を為すべき旨を表示している者にはかならず、満期後手形の支払を為さないだけではなくさらにこれを他の者に譲渡しようとすることは自己のなした引受の意思表示に矛盾する行動であり、また、これらの者は本来満期において支払をなすべき義務者でもあることを理由に手形上の権利の満期後の行使または譲渡を認めず、当然その時に支払があつたものとする（伊沢「手形と混同理論及び合名会社社員の責任」法学五卷三号八二頁。並木・前掲書一八六頁。）。したがつて、この後の主張にしたがえば判例の結論との差はなくなる。

つぎに、本件Xのような約束手形の第一裏書人または為替手形の振出人が権利保全手続の履行された手形を満期後

に裏書により取得し、あるいは満期前に裏書を受けて手形を取得しそのまま満期が到来しみずから権利保全手続を行した場合、これらの者の中間裏書人にたいする権利行使をいかに解すべきかが問題となる。これについては、すでに大審院昭和八年五月五日判決（民集一二卷一一号一〇七九頁小町谷・伊沢・商判集台本下四五六条四。鈴木・判民昭和八年度七六事件訟評、升）がある。これは本件同様中間裏書人Yが引受人の債務を保証する趣旨で振出人Xに対し裏書署名した場合におけるXのYに対する権利行使を問題としたものであるが、右判決はつぎのように述べている。

「若シXノ主張ニシテ真実ナリトセハYハ引受人不払ノ場合ニ於テ償還義務ヲ履行スルコトニ依リテ保証ノ実ヲ挙ケントシタル趣旨ト解スヘキヲ以テ其ノ一旦所持人タルXニ対シ償還義務ヲ履行シタル後転シテ振出人タルXニ対シ償還義務ヲ為スカ如キ関係ニアラサルコトハ当然ノ結果ト云ハサルヲ得ス則チ之ヲXノ側ヨリ云ヘハXハYニ対シ振出人トシテノ償還義務ヲ負担スルコトナキモノトス果シテ然ラハ被裏書人トシテノXヨリYニ対スル償還請求權ハ原判決説示ノ如キ混同ニ因リ消滅スルコトナキカ拘ニ明瞭ナルヲ以テ原審トシテハ本件手形ノ振出引受並ニ裏書カX主張ノ如キ関係ノ下ニ行ハレタリヤ否ヤヲ審理判断スルニアラサレハXノ本訴請求ノ當否ハ俄カニ之ヲ判断スルヲ得サルニ拘ラス毫モ此点ニ触ルルコトナクXノ請求ハ其ノ自体ニ於テ理由ナキコト明ナリト判示シタルハ審理不尽ノ違法ヲ免カレス」

この判決は、第一に手形の主たる債務者の手形債務を保証する趣旨で手形を裏書した中間裏書人Yに対して所持人Xの権利行使を認め、第二にはかかる特殊の事情のない場合には所持人の権利は主たる債務者にたいするものを除き混同により消滅することを暗に示している。本判決もこれと同一の構成をとっているものとみられる。しかしながら、一方においては満期後は一般的に、つまり何人が裏書を受けたかに關係なく戻裏書を認めない立場をとりつつ、他方

においては右のような場合に所持人の権利行使を認めるということのでは理論が一貫しない。けだし、すでに見たように判例は満期を境としてその後は戻裏書を認めず、一般的に混同理縕の適用があるとする以上、ここでも権利義務が同一人に帰属することによりXの権利は消滅せざるをえず⁽¹⁾、またこれはXのYに対する実質関係上の権利の有無とは理論上別個のものだからである。したがつて、あくまで判例の理論によるならば、Xは実質関係上の債権行使するほかないであろう。この不都合は、判例が戻裏書の構成において満期後は何人が戻裏書を受けたかを区別することなく一般的に混同理論の適用を認めること自体から生じるものと認めなければならない。

この場合、すでに述べた混同理論の適用を全然認めない立場にたてば、Xの手形上の権利が消滅しないものであることはいうまでもない。通常の場合、戻裏書を受けた手形債務者は原則として自己の中間裏書人に対する権利行使が許されないものとされるが、これは判例の立場における場合のように右の手形債務者の権利義務が混同消滅するからではなく、中間裏書人はこの者に対する再償還請求権をもつてこの者に対する負担している償還義務の抗弁とすることででき、事実上この者の権利行使が無意味となるからである。したがつて、この場合右の債務者がその手形を所持するかぎり権利行使は原則として許されないことになるが、この者からさらに裏書譲渡を受けた者はすべての裏書人、したがつて中間の裏書人であつた者に対してもまたその権利行使することができる。けだし、権利自体が消滅しているのではないからである。だが、右の事案や本件の場合のように、戻裏書を受けた債務者が手形を所持し、この者が権利行使する場合でも、中間裏書人は手形債務を保証する趣旨で裏書署名をなしたのであるから、この者に対する再償還請求権をもつて自己の負担する償還義務の抗弁とすることにより、その義務の履行を拒むことはできない。したがつて、所持人Xの権利行使が認められるのは当然のことである。

(1) 手形債権に一般的に混同理論の適用があるとの立場をとるとしても、振出人や約束手形の第一裏書人が戻裏書を受けた場合は、引受人が戻裏書を受けたときのように、権利義務が同一人に帰属するのではなく、振出人と中間裏書人の両者が相互に権利と義務をもち合う、いわば相殺類似の関係であり混同を生ずべき場合ではないとの批判がある（伊沢・前掲書四一一页、鈴木・前掲評釈二九四頁、前掲書二六二頁、田中（誠）＝並木・前掲書四一五頁）。このように解すれば、これらの者からさらに裏書譲渡をうけた者は、すべての前者に対する権利行使しうることになる。しかしながら、所持人が同時に振出人としての自己に対し遡求権を有する点を考えればやはり同一人が権利義務を一身に集めた関係とみられ、手形に混同理論の適用を一般に認める以上、ここでも混同による消滅を否定しないこととなる（大隅＝河本・註釈「手形法・小切手法」一一六頁、仙元・企業法研究八八輯三九頁）。

三 このようみると、本判決のとった結論は従来の判例の立場を前提とするかぎり無理なようである。本事案におけるXはYに対してもはや手形上の権利行使しえないとなれば、あらためてこの者に対し保証債務にもとづく請求権行使せざるをえない。判例の理論にもかかわらず、本判決がこのような結論をみちびかざるをえなかつたのもまさにこの不都合を避けんがためであろう。

しかしながら、手形は典型的な流通証券であり、手形における所持人の地位は純形式的、非個人的性格をもち、手形上の権利は証券に化体し客觀化された存在である。したがつて、戻裏書にかんする手形法七七条一項一号・一二条三項は手形上の権利が本来であれば私法の一般原則によつて消滅するような場合でも、さらにつれを第三者に譲渡しうることをたんに注意的に定めた当然の規定と解すべきであり、またこのよだな立場にたつてこそ右の結論は正當に理解しうるといわなければならない。本件Yは実質的には振出人と同一の地位にあり、したがつて本件Xの請求に応じたのち転じてこの者に対し再償還請求権行使することはできないわけであるから、XはYに対し何らの障害もなくその権利行使することになるのである。ただ、引受人や約束手形の振出人のよだな手形の主たる債務者が満期

後に手形を所持するにいたった場合には、これらの者は本来満期における手形の支払を約した者にはかならないから、もはやそれ以上これを行使または譲渡することはできないものと解すべきである。いずれにしても、かかる観点からのみ本判決の結論は肯定できる。

本判決については、長利調査官の解説（金融法務事情二九八号一〇頁）、および仙元講師の批評（企業法研究八八輯三八頁）があることを付記する。